

奈良県告示第二百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和三年十月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
医療法人あすか会	奈良市帝塚山二 ー二一ー二一	訪問看護ステーションハビリス	生駒市上町二 ー	令和三年十 月一日
A 株式会社JAR	天理市田井庄町 一七ー五 ル ・ヴィラージュ 一七 二〇一 号	訪問看護ステーションアルタス	天理市田井庄町 一七ー五 ル ・ヴィラージュ 一七 二〇一 号	令和三年十 月一日